

埼玉県伊豆潮風館管理規則

昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県伊豆潮風館条例（昭和六十二年埼玉県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二十一条の規定に基づき、埼玉県伊豆潮風館（以下「伊豆潮風館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可手続)

第二条 条例第六条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者は、利用を開始しようとする日の属する月の初日前六月以内（障害者以外の者にあつては、三月以内）に書面又は口頭により知事（条例第十二条第一項に規定する指定管理者に伊豆潮風館の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。次項及び次条において同じ。）に申請しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、条例第六条第一項の規定による利用又は変更の許可をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(特別の設備等の承認)

第三条 条例第六条第一項の規定による利用の許可を受けた者が、当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第四条 条例第十三条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第一号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 条例第十二条第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用料金の承認手続)

第五条 指定管理者は、条例第十八条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第二号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の納期限)

第六条 条例第十九条の利用料金の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

(利用料金の減免承認手続)

第七条 指定管理者は、条例第二十条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第三号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(重度の障害者)

第八条 条例別表第一号の備考二ハに規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 知事から療育手帳の交付を受けた知的障害者で当該療育手帳に障害の程度が㊦又はAである者として記載されているもの
- 二 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金その他の公的年金のうち障害を支給事由とする年金である給付を受けている者で障害の程度が同法第三十条第二項に規定する一級に相当するもの
- 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当の支給に係る障害児で障害の程度が同法第二条第五項に規定する一級であるもの

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、伊豆潮風館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十日規則第三十六号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日規則第十五号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月五日規則第百十二号）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 埼玉県伊豆潮風館条例（昭和六十二年埼玉県条例第五十二号）第十二条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に埼玉県伊豆潮風館の管理を行わせるときは、改正前の第四条の規定により埼玉県伊豆潮風館の長がした特別の設備等の承認（この規則の施行の日以後の利用の許可に係るものに限る。）は、改正後の第三条の規定に基づいて指定管理者がした特別の設備等の承認とみなす。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）